



X



Instagram

賃貸住宅の修繕費って誰の負担？

家主負担

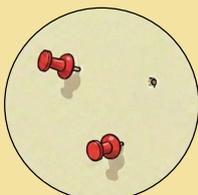
通常の使用によるもの



壁紙の
日焼け・はがれ



家具による
床のへこみ



画鋸の穴

借主負担

故意・不注意によるもの



掃除不足
によるカビ



タバコの
ヤニ・臭い



退去の備えは入居時から！

入居時



契約書を確認
(特約事項を中心に)

入居中



初めからある傷や
汚れは記録に残す



部屋はこまめに
掃除する



設備が壊れたら
すぐに報告

退去時



請求内容を
細かく確認



納得できない点は
家主に説明を求める

借主が修繕費を全額負担する必要はありません！

- 経年劣化や通常損耗による修繕費は家主の負担です。
- 借主が負担すべき場合でも、経年劣化や通常損耗分は減額されます。

お金は納得してから払いましょう！

- 請求に納得できないときは、家主と話し合しましょう。
- 話し合うときは、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に。
- 話し合いの途中で保証会社から請求があっても、事情を説明して支払わないようにしましょう。

トラブルの相談は早めに消費者センター(Tel 728-2121)または消費者ホットライン(Tel 188)へ

【相談件数が急増した商品・役務】

● 除排雪サービス（12月:1件 ➡ 1月:4件）

相 談

昨年12月、除排雪サービス11回分を前払いしました。契約では、毎週金曜日に作業してもらはずでしたが、12月・1月に各1回しか実施されていません。大雪で困っているにもかかわらず、事業者とは電話もメッセージも不通です。このまま作業が履行されない場合、前払い金の返金を求めたいです。

助 言

サービスの提供が約束の回数に満たなかった場合、返金を求めることは可能です。しかし、除排雪サービスに関するトラブルでは、業者と連絡が取れず、返金に応じてもらえないケースが多くあります。そのため、引き続き、粘り強く当該業者への電話連絡を試みるよう助言しました。

さらに、ハガキや手紙を出し、業者側に返金と電話連絡を求める旨を文書で伝えておくようアドバイスしました。

しつこい訪問販売に困っていませんか？



訪問販売お断りステッカーは、「訪問による販売活動を拒絶する意思表示をしている」ことになり、ステッカーを無視して強引な訪問販売をすることは札幌市の条例違反となります。ご希望の方は、札幌市消費生活課（TEL211-2245）までご連絡ください。

**訪問販売は
お断りします!**



このステッカーの掲示により、訪問販売の勧誘を拒絶しています。断りの意思表示をしている消費者への勧誘は、**法律・条例で禁止されています。**